

抵当権解除登記手続き

Release of Mortgage

必要書類

リベリアにおいて設定登記されている抵当権の解除を登記する方法は2通りあり、「電子登記」と従来からの「紙ベースでの登記」からお選びいただけます。必要書類は、下記のとおりです。

1) 抵当権解除書類 "Release of Mortgage"

(電子登記の場合：コピー1部、紙ベース登記の場合：原本2部)

☐ 抵当権者"Mortgagee"による署名・公証済みのもの

※公証に代えて、リベリアスペシャルエージェントによる署名の認証・証明も可

☐ 解除登記を行う抵当権の設定登記時の詳細（登記台帳番号およびページ番号）を必ず記載ください。

※電子登記の場合、登記完了後に返却する裏書きページも電子版(PDF ファイル)となりますので、ご注意ください。

2) 抵当権者 "Mortgagee" 署名権限確認書類（電子登記・紙ベース登記の場合いずれも：コピー1部）

※【**抵当権解除書類のご署名者が、抵当権者の役員取締役もしくは権限のある従業員である場合**】署名権限確認書類のご提出は不要です。

☐ 抵当権者"Mortgagee"発行の、抵当権解除書類に署名するための権限を確認するもの

☐ 抵当権解除登記日より遡って1年以内に発行されたもの

☐ 署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。

a) 本船名

b) 本船のリベリアオフィシャルナンバー

c) 解除の対象となる抵当権の登記の詳細（登記台帳番号およびページ番号）

d) 抵当権解除書類の目的

(「抵当権の解除登記」 'to record a release of the mortgage' など)

e) 【**あてはまる場合のみ**】 抵当権者がどのような資格で抵当権の設定を認めたのか ('as security agent', 'as trustee' など)

☐ 署名権限確認書類は、以下3つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 抵当権者の取締役会決議“*Board Resolution*”

ii) 委任状“*Power of Attorney*”

- ☐ 委任状の署名者は、抵当権者の役員取締役もしくは権限のある従業員であること
- ☐ 公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証・署名証明したもの
- ☐ 抵当権者“Mortgagee”が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本1部を併せてご提出ください。

iii) “*Specimen Signature Book*” の認証謄本 “*Certified Copy*”

- ☐ 適切な権限を有する方によって効力を有する写しであることが認証されたもの

リベリアスペシャルエージェントによるご署名の認証・証明について

都度面前で登記書類にご署名いただく「**認証 (Acknowledgement)**」と、事前に一度面前でご署名いただいたサインを登録し以後はご署名済み書類の提出のみで登記申請できる「**証明 (Certification)**」の2通りがございます。ご希望の場合は、詳細をお尋ねください。

書類提出先・提出時期

・ ドラフト

登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

・ 署名済みコピーもしくは原本

事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類のコピーもしくは原本を、ご希望の登記日時までに、リスカジャパンまでご提出ください。

費用

\$330.00 + \$35.00 (送金手数料)

登記に要する日数

ご希望日当日に完了